昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目　次

◇規　則　現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
◇企業管理規程　企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

規　則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年六月二十日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県規則第四十六号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項第二号を次のように改める。

二　二等級二十三号給

第五条第一項に次の一号を加える。

二十六　除雪作業

第五条第四項中「百円」を「百五十円」に改め、同条第六項中「六十円」を「百円」に、「三十六円」を「六十円」に改め、同条第十項中「百五十円」を「二百三十円」に、「九十円」を「百三十八円」に改め、同条第十二項及び第十四項中「百円」を「百五十円」に改め、同条に次の三項を加える。

15　第一項第二十六号に掲げる作業に従事する職員の特殊勤務手当は、運転士、自動車整備士及び道路技手が知事が別に定める特殊自動車による除雪作業に従事したときに支給する。

16　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき二百八十円とし、作業に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、百六十八円とする。

17　第十五項の規定による手当が支給される日については、第一項第十九号又は第二十三号に掲げる作業に係る特殊勤務手当は、支給しない。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二第三項第二号の改正規定は、昭和四十九年七月一日から施行する。

2　この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定（第三条の二第三項第二号を除く。）は、昭和四十九年四月一日から適用する。

（手当の内払）

3　この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づい

て昭和四十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の規則の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十九年六月二十日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県企業管理規程第三号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「百二十円」を「百五十円」に改め、同項第二号中「百六十円」を「二百円」に改める。

第九条第二項中「百円」を「百五十円」に改める。

第十条第二項中「二百円」を「二百九十円」に改める。

第十三条第二項中「百五十円」を「二百三十円」に改める。

第十三条の二第二項中「百円」を「百五十円」に改める。

第十三条の三第二項中「二百円」を「三百円」に改める。

附　則

1　この企業管理規程は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

2　この企業管理規程による改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて昭和四十九年四月一日からこの企業管理規程の施行の日の前日までの間に企業職員に支払われた特殊勤務手当は、この企業管理規程による改正後の企業職員の給与に関する規程の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可　発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥　取　県　【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】